

(作成例)

旅館業、公衆浴場業の自主管理の手引書

営業者氏名（法人の名称）

株式会社〇〇〇

手引書に様式の指定はありません。
この作成例を参考に、各施設で作成してください。

営業所名称

かながわの湯

営業所所在地

足柄下郡△△町〇〇 1 2 3 4 - 5

作成年月日

令和元年 5 月 10 日

手引書を作成した年月日を記入。
レジオネラ菌が検出されるなど、管理方法を見直す必要が生じた際には改訂を行う。

手引書の内容の確認欄

施設長	神奈川 太郎
衛生管理責任者	神奈川 一郎
清掃責任者	神奈川 二郎
設備責任者	神奈川 三郎

一人が全てを兼務してもかまいません。
誰が責任をもって管理するかを定めましょう。

1. 構造設備の概要

分湯マス：源泉配管の分岐部にあるマス
調節箱：カランやシャワーに送る湯の温度を調節するためのタンク

浴槽の名称	ろ過器の有無	容量	ろ過器の処理能力	昇温循環の有無	浴槽水の消毒方法	浴槽使用水	備考
露天風呂 (男女入替)	有・無	2.0 m ³	m ³ /1h	有・無 HC 有・無	塩素系 消毒なし	水道水・温泉 その他()	気泡発生装置
男子内湯	有・無	4.2 m ³	5.0 m ³ /1h	有・無 HC 有・無	塩素系 消毒なし	水道水・温泉 その他()	
女子内湯	有・無	8.2 m ³	10.6 m ³ /1h	有・無 HC 有・無	ろ過循環系統に付属する昇温装置は記載不要(「無」に○をつける)		
貸切風呂 (内湯)	有・無	1.2 m ³	m ³ /1h	有・無 HC 有・無	塩素系 消毒なし	水道水・温泉 その他()	客毎換水
浴槽の縦×横×深さから、浴槽内のお湯の容量を計算する。例：1.2m×2.0m×0.5m = 1.2 m ³ ※ 1 m ³ (立方メートル) = 1 立米(リットル) = 1,000ℓ(リットル) = 1m(メートル)×1m(メートル)×1m(メートル) = 1 t(トン)							
	有・無	m ³	m ³ /1h	有・無 HC 有・無	塩素系 消毒なし	水道水・温泉 その他()	
	有・無	m ³	m ³ /1h	有・無 HC 有・無	塩素系 消毒なし	水道水・温泉 その他()	
	有・無	m ³	m ³ /1h	有・無 HC 有・無	塩素系 消毒なし	水道水・温泉 その他()	
	有・無	m ³	m ³ /1h	有・無 HC 有・無	塩素系 消毒なし	水道水・温泉 その他()	
	有・無	m ³	m ³ /1h	有・無 HC 有・無	塩素系 消毒なし	水道水・温泉 その他()	
	有・無	m ³	m ³ /1h	有・無 HC 有・無	塩素系 消毒なし	水道水・温泉 その他()	
	有・無	m ³	m ³ /1h	有・無 HC 有・無	塩素系 消毒なし	水道水・温泉 その他()	
	有・無	m ³	m ³ /1h	有・無 HC 有・無	塩素系 消毒なし	水道水・温泉 その他()	
	有・無	m ³	m ³ /1h	有・無 HC 有・無	塩素系 消毒なし	水道水・温泉 その他()	
	有・無	m ³	m ³ /1h	有・無 HC 有・無	塩素系 消毒なし	水道水・温泉 その他()	
	有・無	m ³	m ³ /1h	有・無 HC 有・無	塩素系 消毒なし	水道水・温泉 その他()	

2. 浴槽水の水質検査

浴槽水を循環させることなく客ごとに換水する浴槽は、水質検査を実施する義務はありません。

① 実施頻度

年に1回

全ての浴槽ごとに、最も汚れていると思われるタイミングで採水してください。

② サンプルングの場所等の注意事項

サンプルングする日	毎年〇月
サンプルングする水	全ての浴槽ごとに、浴槽内の湯を採取する
サンプルングの時間	営業時間終了後、湯抜き直前の湯を採取する
サンプルング場所	浴槽内の流れが滞留しやすい場所で採取する

③ 検査項目等

	検査項目	水質基準	検査方法
1	濁度	5度以下であること。	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法
2	有機物（全有機炭素の量、TOC） ※塩素化イソシアヌル酸等を用いて消毒している場合は、有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	1リットル中3ミリグラム以下であること。 ※有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）の場合は、1リットル中25ミリグラム以下であること。	全有機炭素計測定法 ※有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）の場合は、滴定法
3	大腸菌	1ミリリットル中に1個以下であること。	下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年厚生省・建設省令第1号）第6条に規定する方法
4	レジオネラ属菌	検出されない（100ミリリットル中に10cfu未満をいう。）こと。	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法

④ 検査機関

所在地：〇〇県××市□□12-5

名称：△△水質検査センター

電話番号：〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

上記4項目を検査できるところであればどこでもかまいません。

3. 原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水の水質検査

検査を実施する必要があるか分からない場合は、保健福祉事務所までお問い合わせください。

① 実施頻度

浴槽水が水質基準に適合しなかったとき

浴槽等の構造変更があったとき

浴槽に使用する原水(温泉・井戸水等)に変更があった場合

入浴する前のきれいなお湯を検査するため、吐水口から採水してください。

② サンプルング場所

吐水口から浴槽に落ちる前の湯水

洗い場の湯栓又は水栓から出た湯水

③ 検査項目等

	検査項目	水質基準	検査方法
1	色度	5度以下であること。	比色法又は透過光測定法
2	濁度	2度以下であること。	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法
3	pH	5.8以上8.6以下であること。	ガラス電極法又は比色法
4	有機物（全有機炭素の量、TOC） ※塩素化イソシアヌル酸等を用いて消毒している場合は、有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	1リットル中3ミリグラム以下であること。 ※有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）の場合は、1リットル中25ミリグラム以下であること。	全有機炭素計測定法 ※有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）の場合は、滴定法
5	大腸菌	検出されないこと。	特定酵素基質培地法
6	レジオネラ属菌	検出されない（100ミリリットル中に10cfu未満をいう。）こと。	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法

④ 検査機関

所在地： 〇〇県△△市×××

名称： 〇〇県水質検査センター

電話番号： 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

精度管理を行っている検査機関に依頼してください。

4. 浴槽の日常清掃

【ろ過器のある浴槽（男女内湯）】

7日に1回、浴槽水を完全に排水し、〇〇洗剤を用い浴槽全体をブラシで洗浄する。
岩の隙間等、ブラシが届かない箇所は高圧洗浄にて洗浄を行う。
その後△△塩素剤を浴槽全体に散布し、30分間程度放置した後、全体を洗い流す。

【ろ過器のない浴槽（貸切露天）】

毎日、浴槽水を完全に排水し、□□洗剤を用い浴槽全体をスポンジで洗浄する。
その後△△塩素剤を浴槽全体に散布し、30分間程度放置した後、全体を洗い流す。

- ・ 浴槽ごとに、完全に換水して行う清掃の頻度と、その方法を記入
- ・ 形状や素材等を考慮し、浴槽ごとに適した清掃方法を具体的に記入する。

5. ろ過器の管理

ろ過器①：1日1回、自動設定にて逆洗浄を行い、機械が正常に作動していることを確認する。

ろ過器②：7日に1回、手動で逆洗浄を行う（レバーを「逆洗浄」にあわせ、30分間放置した後と元に戻す）。

逆洗浄の頻度と、その方法を記入

6. 循環配管（追い炊き含む）の消毒

7日に1回、浴槽水を交換する際に以下の手順で行う。

- (1) ろ過器の逆洗浄を行う。
- (2) 浴槽水を排水し、水位を底から□cmまで下げる。
- (3) 残った浴槽水に△△塩素剤（濃度□%）を〇ml入れる。
- (4) ろ過循環（又は追い炊き）を3時間行う。
- (5) お湯を完全に排出する。
- (6) 4の方法で浴槽内の清掃を行う。
- (7) 新しい湯を補給し、しばらく循環させる。

- ・ 配管消毒の頻度と、その方法を記入
- ・ (2)は、循環ができる程度まで水位を下げる。
- ・ (3)は、塩素濃度が5～10mg/Lになるように、具体的な数値を記入する。

7. 集毛器（ヘアキャッチャー）の清掃・消毒について

毎日、集毛器を外して中のゴミを取り除き、洗剤とスポンジで洗浄した後、△△塩素剤で拭き消毒する。

清掃頻度と、その方法を記入

8. 水位計配管の消毒

【循環可能な水位計配管】

7日に1回、配管内をブラシで洗浄した後、配管内に高濃度塩素水を流し込み、3時間循環させる。

【循環不可能な水位計配管】

7日に1回、配管内をブラシで洗浄した後、配管内に□□洗剤を入れ、〇分おいた後に水道水で流す。

9. 気泡発生装置等の清掃・消毒

7日に1回、浴槽水を交換する際に以下の手順で行う。

- (1) 気泡板を外して内部を洗浄する。
- (2) 水位が底から□cmになるまで湯を張り、△△塩素剤（濃度□%）を〇ml入れる。
- (3) 装置の運転・停止を30秒ごとに5回繰り返した後、3時間放置する。
- (4) 装置の運転・停止を30秒ごとに5回繰り返した後、4の方法で浴槽内の清掃を行う。

10. 浴槽水の消毒設備の管理方法、消毒状況の確認方法

【ろ過器】

毎日、薬液ポンプが正常に作動し、薬液の注入が行われていることを確認する。
また、塩素タンク内の薬剤が少なくなっていたら追加する。

【ろ過器のない浴槽（貸切露天）】

毎日、清掃後（12時）と夜（21時）に、塩素△△塩素剤（濃度□%）を〇ml入れる。

【各浴槽】

浴槽水の遊離残留塩素の測定を1日3回（15時・19時・23時）行い、全てで0.4mg/L以上であることを確認する。
下回っていた場合は、塩素△△塩素剤（濃度□%）を入れ、再度遊離残留塩素を測定し、0.4mg/L以上であることを確認する。

消毒設備の管理方法（又は塩素を手動で添加する方法）や、消毒状況を確認する方法について記入

1 1. 浴槽水を塩素系薬剤で消毒しない場合の他の適切な衛生措置

【検証前の浴槽（貸切風呂①）】

次のスケジュールで水質検査を実施する。

- 1年目：〇〇年1月（冬）4項目検査
10月（秋）レジオネラ属菌検査
- 2年目：〇〇年1月 4項目検査
7月（夏）レジオネラ属菌検査
- 3年目：〇〇年1月 4項目検査
4月（春）レジオネラ属菌検査

以上の検査で全てレジオネラ属菌検査陰性を確認できた場合、以降は毎年1月の4項目の水質検査を行う。
いずれかの検査結果でレジオネラ属菌が検出された場合は、管理方法の見直しを行い、再度同様のスケジュールで季節ごとの水質検査を行う。

【検証が完了した浴槽（貸切風呂②）】

次のスケジュールで水質検査を実施し、全てレジオネラ属菌検査陰性を確認した。

（採水日）20〇〇.1.12（4項目）、20〇〇.4.15、20〇〇.7.15、20〇〇.10.15、20〇〇.1.12（4項目）
今後は、水質検査結果が不適であった場合や、設備や清掃手順を変更した場合には、再度、検証を実施する。

利用客が多い時期や季節変動を考慮した頻度で検査を行う。
※検査頻度は、それぞれの施設の状況に応じて検討する。

1 2. 浴槽、循環配管、水位計配管、気泡発生装置等の定期清掃

1年に2回、すべての浴槽において、〇〇業者に依頼して浴槽全体と配管内を過酸化水素にて洗浄する。
その後、6の方法で循環配管の消毒を、7の方法で集毛器の清掃・消毒を、8の方法で水位計配管の消毒を、9の方法で気泡発生装置の清掃を行う。

4～9に記入した日々の清掃や消毒以外に、大掃除などをする場合はその方法を記入

1 3. 貯湯槽の清掃・消毒

- ・毎日、営業時間前に貯湯槽の温度計を確認し、60℃を下回っている場合は貯湯槽内に塩素剤を注入する。
- ・1年に1回（毎年6月）、△△清掃業者に依頼し、貯湯槽の清掃を行う。

貯湯槽の管理方法、清掃頻度とその方法を記入
※飲用の貯湯槽ではなく、浴槽用・シャワー用のお湯を貯めている貯湯槽（温泉タンク、ストレージタンク）について記入する。

1 4. 調節箱の清掃

1年に1回（毎年6月）、分湯枡をブラシ及び洗剤にて清掃し、必要に応じて塩素剤で消毒する。

1 5. オーバーフロー回収槽の湯水の消毒設備の管理方法

（オーバーフロー回収槽がある場合のみ記載）

オーバーフロー回収槽について記入

1 6. オーバーフロー回収槽の清掃・消毒

（オーバーフロー回収槽がある場合のみ記載）

※ オーバーフロー回収槽は厳重な管理が必要です。不明な点は保健福祉事務所に
ご相談ください。

1 7. その他の必要な事項

- ・ 打たせ湯、気泡発生装置は、それぞれの浴槽水の水質検査でレジオネラが検出されたら、ただちに使用を中止し、清掃・消毒を行う。
その後、再検査で陰性を確認するまで使用しない。
- ・ 洗い桶は、毎日水で洗い流して乾燥させる
- ・ 脱衣所のマットは、毎日交換する

1～16 以外に、浴室の管理に必要と思われる事項があれば記入